

被扶養者認定に必要な添付書類

■被保険者と同居でなくてもよい人

区分	全員	全員	別居の場合	収入の確認 (いずれか1つ)				
				短時間労働者	退職者	学生	自営業	年金受給者
添付書類 続柄	住民票 (謄本)	家族状況報告書	仕送り額報告書 (3ヶ月分) 仕送り証明	課税証明書 又は 非課税証明書	離職票 (写)	在学証明書 又は 学生証 (写)	納税証明書 又は 確定申告 (写)	年金証明 (写) 又は 確定通知書
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
配偶者	●	●	●	●	●		●	●
子 孫・曾孫 兄弟姉妹	18歳未満	●	●					
	18歳以上 (学生)	●	●			●		
	18歳以上 (その他)	●	●	●	●	●	●	●
父母 祖父母・曾祖父母	●	●	●	●	●		●	●
発行元等	市区町村	本人が記入	振込明細・ 現金書留控等	市区町村	就労先企業	学校長	税務署	日本年金機構 (年金事務所)

■被保険者と同居が条件の人

区分	全員	全員	収入の確認 (いずれか1つ)				
			短時間労働者	退職者	学生	自営業	年金受給者
添付書類 続柄	住民票 (謄本)	家族状況報告書	課税証明書 又は 非課税証明書	離職票 (写)	在学証明書 又は 学生証 (写)	納税証明書 又は 確定申告 (写)	確定通知書 又は 年金証明 (写)
	①	②	④	⑤	⑥	⑦	⑧
継子 継孫・継曾孫 義兄弟姉妹 甥・姪	18歳未満	●	●				
	18歳以上 (学生)	●	●			●	
	18歳以上 (その他)	●	●	●	●	●	●
義父母 義祖父母・義曾祖父母 伯父母・叔父母	●	●	●	●		●	●
発行元等	市区町村	本人が記入	市区町村	就労先企業	学校長	税務署	日本年金機構 (年金事務所)

- ① 続柄と同居かどうかがわかるもの（本籍地は不要）
住民票で続柄がわからない場合は「戸籍謄本」等を添付
- ② 所定の書式に被保険者本人が記入
- ③ 直近3ヶ月分の銀行・郵便局の振込明細書又は現金書留控え等の写し、
仕送り額報告書を添付
- ④ 申請被扶養者の直近3ヶ月分の給与明細書又は給与支払証明書を添付
- ⑤ 申請被扶養者が退職した場合は、離職票（写）を添付
離職票を発行していない場合は前勤務先の「退職証明」等を添付
- ⑥ 学生証（写）又は在学証明書を添付
- ⑦ 税務署などに提出した確定申告（写）又は納税証明書を添付
- ⑧ 年金受給者の場合は、年金証明書などと合わせて、非課税証明書又は課税証明書も添付

【注意事項】

- ※ 子以外の方を被扶養者にする場合で、優先扶養義務者がいるときは、
優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者が扶養せざるを得ない理由があり、
それを証明できることが必要です。
（優先扶養義務者とは、被扶養者にしようとする方に配偶者がいる場合は配偶者、
いない場合は父母などが該当します。）
- ※ 成人している配偶者以外の方（学生を除く）を被扶養者にする場合は、その方が
働くことができない理由があり、それを証明できることが必要です。
- ※ 障害者の方を被扶養者にする場合は、「障害者手帳（写）」を添付し、
障害年金受給者は、年金振込通知書（写）も添付してください。